

国都市第 1 2 5 号

令和 2 年 3 月 31 日

都道府県、指定都市、中核市

土地区画整理事業主管部局長 殿

国土交通省都市局市街地整備課長

土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第 19 条第 5 項  
の指定等について

標記については、土地区画整理事業運用指針（平成 13 年 12 月 26 日付け国都市第 381 号）において、「その指定を受けるべきである」と通知し、国土交通省土地区画整理事業測量作業規程（平成 25 年 2 月改訂）第 19 条において、「計画機関は、原則として国土調査法第 19 条第 5 項に規定する認証の申請を行うものとする。」と規定しているところであるが、今般、地方分権改革に関する提案を受け、都道府県の経由事務を廃止することとし、申請の手続き等を下記のとおり取り扱うことにしたので遺漏のないようにされたい。

なお、貴管内市区町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び関係土地区画整理組合等にも、この旨連絡されるようお願いする。

また、「土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第 19 条第 5 項の指定等について」（平成 15 年 4 月 8 日付け国都市第 537 号）は廃止する。

## 記

### 1 地籍調査の成果の活用について

国土調査のうち地籍調査はそれぞれの筆の土地について所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行うもので、土地区画整理事業の従前地調査と類似しており、土地区画整理事業の従前地調査等の実施にあたっては、地籍調査の成果を活用することが効率的である。

このため、土地区画整理事業を予定する地区等においては、地籍調査の成果の活用を図るべく既存成果の収集に努めるとともに、地籍調査が未実施の地区においては、事業実施に先立ち地籍調査を実施するよう地籍調査担当部局に対して要請する等、必要な措置を講じることが望ましい。

### 2 公共測量の手続き

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に基づく公共測量については、測量法第 3 章の規定に基づき、公共測量の手続きを実施するものとする。

また、基礎となる基準点等が世界測地系に対応していない場合や特殊な基準点（フリーネットワーク解法による基準点等）を活用する場合等は、国土地理院に適宜相談することが望ましい。

### 3 国土調査法第 19 条第 5 項の申請

土地区画整理事業の確定測量の成果（出来形確認測量を実施し、確定測量の成果と異なる出来形確認測量の成果を得た場合（確定測量の成果に合わせるための工事を行った場合を除く。）には、出来形確認測量の成果とする。以下同じ。）について国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項に基づき申請し、指定を受ける場合においては、審査等事務手続きの効率化の観点から、以下により行うようお願いする。

#### (1) 申請の手続き

申請の手続きは別図に示す手順により、原則として換地計画の認可手続き及び換地処分に伴う登記手続きと並行して様式 1 により申請するものとし、申請前に様式 2 により当該土地区画整理事業認可権者に対して申請をする旨の通知をする。

#### (2) 測量の基準及び精度

申請に係る測量の基準及び精度は、次の条件を満たすものとする。

① 測量の基準

測量が測量法第 11 条の測量の基準に従って行われ、地点の位置が国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）別表第 1 に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値及び測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）第 2 条第 2 項に規定する日本水準原点を基準とする高さで表示されていること。

② 測地成果 2011

平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による座標補正適用地域（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県）においては、測地成果 2011 によるものとする。

③ 測量の精度

国土調査法施行令第 15 条で定める限度以上の誤差がないこと。

(3) 認証申請書等の作成

様式 1 を作成する際は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 「1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称」については、土地区画整理事業の施行者の名称を記載すること。
- ② 「3 測量及び調査を行った地域及び期間」については、施行区域内の町、丁目名を記載した上で、「詳細は申請地域位置図、申請地域の区域図兼確定測量図一覧図による」として、それぞれ添付すること。
- ③ 「4 測量又は調査上の誤差の程度」については、「国土調査法施行令第 15 条に規定する誤差の限度内」とした上で「詳細は、総括表、精度管理表、基準点等測量網図による」とし、それぞれ添付すること。なお、測量法第 41 条の規定に基づき国土地理院長の審査を受けた場合にあつては、精度管理表の添付に代えて、その審査書の写しを添付することで足りるものとする。

(4) 指定書の送付

確定測量の成果が国土調査法第 19 条第 5 項の指定（様式 3 による。）を受けたときは、様式 4 及び様式 5 により、土地区画整理事業の施行者から当該土地区画整理事業認可権者及び管轄登記所に当該指定のあった旨を通知するものとする。また、この通知と並行して、国土交通大臣（事業所管大臣）から都道府県（地籍整備担当課）に当該指定をした旨を通知するものとする。

(5) 世界測地系への対応について

土地区画整理事業においては、地権者の権利の公正な換地、清算の観点から、従前地についての測量と従後地についての測量は同一の測地系で実施することが必要となる場合がある。

このため、改正測量法が施行された平成 14 年 4 月 1 日時点において土地区画整理事業を施行中の地区については、旧測地系により確定測量又は出来形確認測量を実施することもできることとし、この場合にあつては、国土調査法第 19 条第 5 項の認証申請の際は、様式 1 に添付する「申請地域の区域図兼確定測量図一覧図」の四隅又は方眼線の座標値を世界測地系に変換し図面に旧測地系と世界測地系の座標値を併記するか、次の図例を図面左下図郭線外に表示することで足りるものとする。

(図 例)

世界測地系の座標値

2002. 4 修正 ※1

|   | X           | Y          |    | X           | Y          |
|---|-------------|------------|----|-------------|------------|
| 左上  | -116.691729 | +54.699188 | 右上 | -116.691736 | +55.699164 |
| 左下  | -117.441715 | +54.699184 | 左下 | -177.441720 | +55.699159 |
| (備考) 左下の旧座標 X : -117. 75 Y : +55. 00 ※2   |             |            |    |             |            |
| 縮尺 1 : 2,500 ※3 tky2jgd.par Ver. 2.0.6 ※4 |             |            |    |             |            |

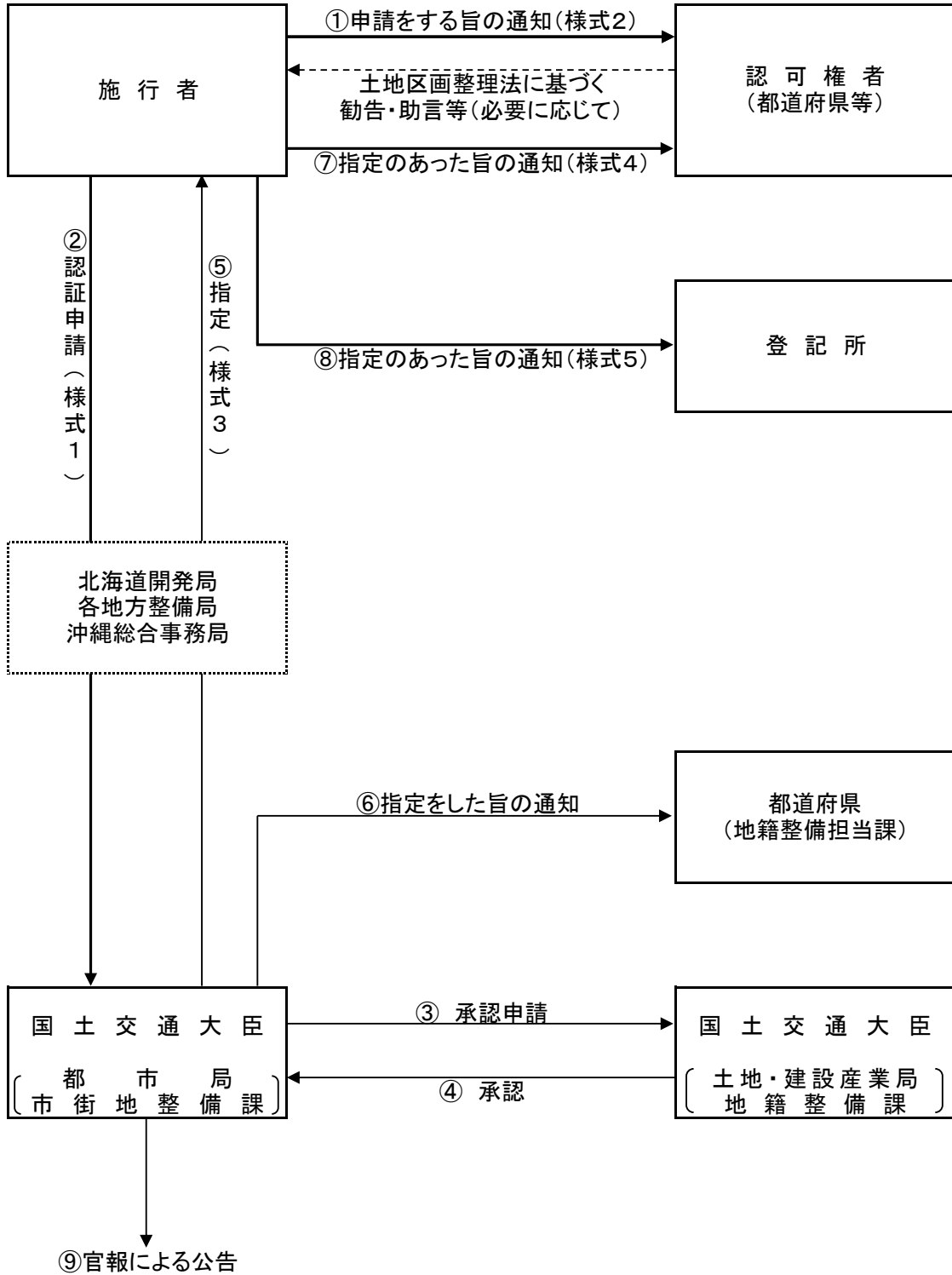
※1 修正年月

※2 図郭左下の旧座標値

※3 一覧図の縮尺

※4 世界測地系の座標値を求めるために用いた座標変換の方法

(別図)国土調査法第19条第5項の指定手続きの流れ



(様式1)

第 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

施行者所在地

施行者名

代表者氏名

印

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

年に 年に行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第19条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請する。

記

- 1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称  
(土地区画整理事業の施行者の名称)
- 2 作成した地図及び簿冊の名称
- 3 測量及び調査を行った地域及び期間  
(〇〇市〇〇町の全部及び〇〇町の一部、期間)  
詳細は申請地域位置図、申請地域の区域図兼確定測量図一覧図による
- 4 測量又は調査上の誤差の程度  
国土調査法施行令第15条に規定する誤差の限度内  
詳細は、総括表、精度管理表、基準点等測量網図による  
(測量法第41条の規定による審査書の写しがある場合は精度管理表に代える)
- 5 添付書類  
地図及び簿冊の写し(確定測量図等)



(様式2)

第 号  
年 月 日

認可権者 殿

施行者所在地

施行者名

代表者氏名

印

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について（通知）

年に が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第10条の規定により、国土調査の成果としての認証を下記のとおり国土交通大臣に申請するので、通知する。

記

- 1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称  
(土地区画整理事業の施行者の名称)
- 2 作成した地図及び簿冊の名称
- 3 測量及び調査を行った地域及び期間  
(〇〇市〇〇町の全部及び〇〇町の一部、期間)  
詳細は申請地域位置図、申請地域の区域図兼確定測量図一覧図による
- 4 測量又は調査上の誤差の程度  
国土調査法施行令第15条に規定する誤差の限度内  
詳細は、総括表、精度管理表、基準点等測量網図による  
(測量法第41条の規定による審査書の写しがある場合は精度管理表に代える)
- 5 添付書類  
地図及び簿冊の写し（確定測量図等）



(案)

<様式2の記4における総括表の書式>

総括表

|                            |                |           |              |      |                 |        |  |
|----------------------------|----------------|-----------|--------------|------|-----------------|--------|--|
| 都道府県名                      | 市区郡名           | 町村(区)名    | 測量(調査)の実施地域名 |      | 測量(調査)の実施期間     |        |  |
|                            |                |           |              |      | ～ 年度            |        |  |
| 事業施行者                      |                | 代表者名      | 事業名          |      | 事業根拠法           |        |  |
|                            |                |           |              |      | 土地区画整理法         |        |  |
| 成<br>果<br>件<br>数           | 基準点測量の既知点数及び点名 |           | 新 点 数        |      | 測 量 の 方 法       |        |  |
|                            | 計 点            |           | 1級基準点 点      |      |                 |        |  |
|                            |                |           | 2級基準点 点      |      |                 |        |  |
|                            |                |           | 3級基準点 点      |      |                 |        |  |
|                            |                |           | 4級基準点 点      |      |                 |        |  |
|                            | 確定測量図の精度       |           |              | 縮 尺  |                 | 枚 数 枚  |  |
| 総 筆 数                      |                | 筆         | 総 面 積        |      | km <sup>2</sup> |        |  |
| 検<br>査<br>終<br>了<br>証<br>明 | 工 程 分 類        |           | 作業機関名        | 代表者名 | 検査者氏名           | 検査者の所属 |  |
|                            | 基 準 点 測 量      |           |              |      |                 |        |  |
|                            | 確 定<br>測 量 等   | 確 定 測 量   |              |      |                 |        |  |
|                            |                | 確 定 測 量 図 |              |      |                 |        |  |
| 備<br>考                     |                |           |              |      |                 |        |  |

(様式3)

第 号  
年 月 日

施 行 者 名

代 表 者 氏 名 様

国 土 交 通 大 臣 印

国土調査法第19条第5項の指定について

年 月 日付け 号をもって申請のあった標記については、国土調査法第19条第5項の規定に基づき、国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定する。

(様式4)

第 号  
年 月 日

認可権者 様

施行者所在地  
施行者名  
代表者氏名 印

国土調査法第19条第5項の指定について（通知）

〇〇市〇〇地区の土地区画整理事業に係る確定測量の成果について、 年 月 日  
に下記のとおり国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の規定による指定を  
受けたので通知する。

記

- 1 測量及び調査を行った者の名称
- 2 地図及び簿冊名

(様式5)

第 号  
年 月 日

〇〇地方法務局〇〇出張所長 様

施行者所在地

施行者名

代表者氏名

印

国土調査法第19条第5項の指定について（通知）

〇〇市〇〇地区の土地区画整理事業に係る確定測量の成果について、年 月 日に下記のとおり国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の規定による指定を受けたので通知する。

記

1 測量及び調査を行った者の名称

2 地図及び簿冊名